

午前10時開会

○委員長 ただいまから建設経済委員会を開会いたします。

○委員長 本日は、お手元に配付した審査区分表に従い審査を進めてまいりたいと思います。質疑は区分ごとに一問一答方式を基本とし、採決は質疑が終了した後、議案は1件ずつ、請願は主旨ごとに行います。

審査に入るに先立ち執行部に申し上げます。答弁に当たっては、挙手とともに委員長と発言してください。発言が許可された後は、所属、名前を発言の上、また答弁漏れのないよう御注意お願いいたします。

なお、執行部には反問権が付与されております。委員会において反問する際にはその旨を述べ、委員長の許可を得るようにしてください。また、反問が終了した際もその旨を述べてください。

また、皆様に申し上げますが、携帯電話、スマートフォンをあらかじめ電源を切るか、マナーモードにするようお願いいたします。携帯情報端末の使用は御遠慮ください。

○委員長 それでは、議案審査に入ります。

まず、議案第1区分、議案第6号、柏市下水道事業設置条例の制定について、議案第7号、柏市下水道事業経営委員会条例の制定についてを一括して議題といたします。

本2案について質疑があれば、これを許します。

○松本 おはようございます。本会議の一般質問でも開始貸借対照表について伺ったんですけれども、大まかな数字だったので、もう少し詳しく示していただけませんか。

○下水道経営課長 ただいまの質問につきまして、議会の中で下水道の開始貸借対照表、これにつきましては、予算を上程するときに具体的な数字を掲載させていきたいと思っております。ただ、議会でも答弁したように、今現時点でわかる範囲で答えさせていただきたいと思っております。まず、下水道にかかわる大きな資産としましては、下水道の固定資産がございます。これにつきましては、今まで取得した金額でございますが、約2,300億円を今までに投じてきております。それから、現時点ですね、これ平成25年度末の見込みでございますが、帳簿価格という価格では、約1,500億円となっております。1,500億円のうち、簡単に言いますと、固定負債という借金でしている部分が今現在500億円ございます。以上でございます。

○松本 下水道をつくるときに、補助金なども入っていると思うのですが、長期前受けの収益については、借り入れのほうに入っていますか。

○下水道経営課長 長期前受け金につきましては、今度制度改正になりまして、長期前受け金ということで、国の補助金とかが入ってきております。その金額はおお

むね730億円になります。以上でございます。

○松本 先ほど負債が500億円だとおっしゃったのは、下水道債の話ですか。

○下水道経営課長 そのとおりでございます。

○松本 そうすると、負債としては730億円を足した1,230億円ほどが負債に乗っかってくるということでしょうか。

○下水道経営課長 そのとおりでございます。

○松本 わかりました。結構この長期前受け金がかかり負債に大きく反映するので、資産とバランスがどうかと思ったのですが、一応資本は確保されるということではなかったかと思えます。それから、不明な固定資産の簿価の評価について伺いたいんですが、どれだけ不明なものがあって、どのように評価していきますか。

○下水道経営課副参事 不明なものについては、現在下水道台帳で柏市施工分について箇所を落としていますので、言ってしまうと、それ以外が不明分ということになります。基本的には下水道管理台帳で開発とかあった場合には寄贈を受けますので、そういった資料から柏市施工分を除いた、寄贈を受けた分を精査します。その上でなおかつまだわからないもの、若干というかありますので、その部分については近傍の設置年次と合わせて、およそですけれども、供用開始した年度を決めた上で、評価を再評価しております。以上です。

○松本 そうした不明分というのは、資産の中にどれくらいあるかというのは、今精査中ということでしょうか。

○下水道経営課副参事 今現在で言いますと、全体先ほど1,500億円と言いましたけれども、簿価で、そのうち250億円余りぐらいです。

○松本 寄附を受けたものですか、あと非常に古いものですか、資料がないもの、幾らかというかかなり多くあると思えますので、そこは精査をしていただきたいと思えます。ただ、幾らやってもわからないものはわからないというのがありますので、そこにずっと時間とられても仕方がない面もありますが、そういった場合には周辺の、似たような年代で見れば、それなりに合理的になるのかと思えます。

あと、減価償却についてなんですが、それは固定資産台帳の中で減価償却をあわせてできるということなんでしょうか。

○下水道経営課長 今、減価償却につきましては、先ほど今までやってきた固定資産台帳を踏まえて、システムの中で減価償却費を適切に年度ごと出して計上してまいります。以上でございます。

○松本 市の場合には定額法でやっているのですが、そんなに複雑なことはないと思えますので、そのシステムの中で処理できればよいかと思えます。ただ、固定資産を管理していく中で最初に入力ミスすると、それがずっと引き継がれるということがよくあるのですが、そういったことはどのように防止するのでしょうか。

○下水道経営課副参事 先ほど申し上げましたとおり、市施工分につきましては、各年度の決算書と取得時の取得額を精査しております。あと、先ほど言いました開

発等で柏市に寄贈されたものにつきましては、寄贈される際に工事費等の額がわかるものについては、それを基準にしております。したがって、きちっと精査しなきゃいけない部分については精査しているということでやっております。

○松本 それから、利益の処分について伺います。水道のほうでは処分利益の剰余金、現金の裏づけがない場合は自動的に自己資本に組み入れるというふうな処理を条例の中で規定するということです。そして、下水道のほうでは、それは条例では規定しないと、議決を経るということなんですが、一般的に民間企業の場合には、自動的に資本金組み入れない場合は、配当などを考えながらやっていくというのがありますが、そういった配当ではなくて、きちんと自己資本に積んでいくというふうな考え方が基本だということですのでよろしいでしょうか。

○下水道経営課副参事 今おっしゃったとおりに、資本に積むということをして下水の場合は、議決を持ってやるということになります。

○渡部 何点か伺いたいと思います。下水道の企業会計というのが県内では千葉市と八千代市のみだというふうに議案の説明のときに伺いましたが、これはそのとおりで、柏市が県内では3番目になるということで、これはよろしいのでしょうか。

○下水道経営課長 今委員さん言われたように、千葉市では平成4年に一部適用ということで法適用されております。八千代市も平成20年に法適用されているところでございます。近年企業会計に移行するという話はいろいろ高まっておりまして、私どもちょうどこの同じ時期に移行するというところ、近隣でございますが、佐倉市も移行するという情報は得ているところでございます。以上でございます。

○渡部 この説明資料の中で地方公営企業法のメリットというふうにメリット示されています。当然デメリットもあるだろうなというふうに考えるんです。これ、全国的に見ても決して企業会計に移行している自治体が多いわけじゃないですし、県内でも今まだ2市だけです。ということは、やはり移行しない理由というか、それもあるだろうと思うんです。こういう議案の説明のときというのは、必ずメリットばかりが示されますが、そのデメリットについてはどのようにお考えでしょうか。

○下水道経営課長 先ほど申しましたメリットにつきましては、以前御提出させてもらっていますが、デメリット、これも確かにございます。例えば今官公庁会計からやっぱり地方公営企業法の適用になりますと、やはりその知識なり、職員もなかなか熟知した者が少なく、現在例えば柏市で言えば水道と病院が地方公営企業法の適用をしているところでございますが、なかなかやはりそういう人材不足というのは、これは難しい問題かなと。私どもとしましては、今回このような地方公営企業法をできるだけ継承していかなければいけないものですから、今回私どもの中で専任という、ある程度組織としてちゃんと引き継げるように、専任という組織というか、そういうポストを用意しまして、今後継続的にできるように、また下水道だけではなく、水道と病院とが連携できる、しっかり地方公営企業法としての企業体としてできるような人材育成が非常に必要ではないかと。このような人材育成をしっかりやっていくことが——今時点で人材不足ということがデメリット、今後は

それを解消できるようなことで対応していきたいと思っております。以上でございます。

○**渡部** 私は、人材不足だというのが、それがデメリットだとか、だけだとか、あと実際に公営企業会計に移行しない、それなりにそれぞれの自治体のやはり事情というのがあんじゃないかなと思うんです。どうしても企業会計に行けば、経済性優先されますので、やはりこういう下水道事業というのは、もう公共性の高いものですから、そういう経営形態には私どもは移行すべきではないという立場です。それで、幾つか細かいことも含めてわからないところ伺いたいんですけれども、会計上の繰入金の扱いなんですけれども、水道事業だと、水道の会計の場合には市の繰入金というのは、営業外収入になるんじゃないかなと思うんですけれども、その下水道における市民の負担金ですとか、使用料ですね、下水の使用料というのは、これは会計上どの区分になるんでしょうか。

○**下水道経営課長** 今まで一般会計繰入金、税金から補ってもらっている部分につきましては、今後地方公営企業法になりますと、負担金とか、補助金とか、出資金とか、そういう収益的なものと資本的なものに区分けされて出されることになると思います。以上でございます。

○**渡部** その市民の負担金ですとか、使用料というのは、どういった名目で会計の中では書かれるんでしょうか。

○**下水道経営課長** 下水道使用料につきましては、収益的などころで基本的に入ってくることとなります。そこに市の一般会計からの部分も入ってくることとなります。以上でございます。

○**渡部** 会計の仕組みそのものがわからないので、質問していて答弁しづらいのになってちょっと思うんですけれども、いわゆる市民の負担金と毎月払っている、2カ月に1回になりますけれども、その使用料というのが、それは営業収入というくりになるのかということなんです。負担金と、あと使用料というのは、別々な会計のところに入るのかという非常にちょっと素朴な、済みません、疑問なんです。

○**下水道経営課副参事** 今おっしゃりました使用料につきましては、先ほど言いましたように、収益的収支の収入のほうの営業収入になります。営業外収入じゃなくて当然本体の営業収入になります。一般会計からの繰入金というのは、先ほどお話ししましたように、負担金とか補助金、出資金ということになるんですけれども、その収入の部分で言うと、営業収入と営業外収入に分かれます。これというのは、営業収入のほうは下水道、雨水やっていますので、雨水に係る分については、営業収入、それ以外のルール分と言われるものについては、営業外収入になります。以上です。

○**渡部** 一般的には非常に会計が明確になるとかというふうにも言われていますけれども、私はむしろ市民から見ると、非常に複雑な会計になるのではないかなというふうに思えるんです。それで、今まで柏市が示していた中でも、例えば雨水については100%公費ですよって、汚水については今公費の部分と私費の部分があって、

この公費の部分が大体3割ぐらいですか、今、汚水に関する公費の部分の3割、これを本来だったら使用料で賄うべきだという方向を示していますけれども、これは会計が変わることによってさらにこの汚水の部分については、なるべく公費を入れずに市民の使用料でそれは賄うべきだというふうな会計に移行していくということによろしいのでしょうか、考え方としては。

○下水道経営課長 委員さんおっしゃるとおり、基本的には今までの料金改定については、官公庁会計の方法でやっておりました。官公庁会計の考え方とすると、維持管理費と今までの起債の元利償還金を含めた額で計算されてきました。今後は地方公営企業法を適用されますと、その辺が減価償却費というところが変わってきます、考え方が。そのような中で今後詳細に検討してまいりたいと思います。以上でございます。

○渡部 やはり基本的に市民の使用料から汚水の今まで公費で負担しているところは賄うんだという、そういう方向を持って変えていくという経営の健全化ですね、それを出したということで、やはり私は市民にとって今回の企業会計への移行というのは、結局市民負担増につながっていくのではないかと非常に心配します。それで、ちょっと細かいことなんですけれども、例えば市街化調整区域でも下水道を整備されているところありますけれども、その市街化調整区域のその下水道整備というのが、先ほど松本委員が言った資産の中に入ってくるのでしょうか。

○下水道経営課長 基本的には下水道施設として整備されているものにつきましては、今回の私どもの下水道施設、下水道事業の中に取り込んでおります。以上でございます。

○渡部 では、ちょっと7号のほうで伺いたいと思うんですけれども、今までの審議会というのは、柏市が下水道料金を、引き上げを諮問して、それに対して答申をもらうということで下水道審議会の役割は今まではそういうふうな役割だったでしょうか。

○下水道経営課長 今までの部分につきましては、下水道の審議会というのは使用料や負担金のみの審議会でした。今回につきましては、今後の長期的な計画を含めて経営的な観点、計画的な観点を含めて検討してまいりたいと思っております。以上でございます。

○渡部 そうすると、今まではそういった値上げの案件とかがなければ、審議会が開かれていなかったけれども、これまでは定期的に会議を開いていくということになるんですね。それで、この中に部会という言葉があります。この部会というのはちょっと意味がよくわからないんですけれども、部会を設ける、その部会というのはどんな性格のもので、何をこの部会に対しては求めていくのでしょうか。

○下水道経営課長 今回委員さんおっしゃるように、経営委員会の中では、下部組織として部会を設置しております。下水道の事業につきましては、計画的な部分の中で専門的な部分が多数ございます。また、経営的な部分もやはり雨水・公費、汚水・私費という原則がございますので、そういうような観点、それから企業会計へ

移行した中である程度専門的な部門、専門知識をここで入れてもらってある程度のたたき台をつくった上で部会から委員会に上げるというような考えで今部会というのを設定しております。以上でございます。

○渡部 公募の人も入るといふふうには伺いました。その一般市民の感覚ですよ、そういったこういう専門性のある方だけではなく、一般市民もここの中には入るといふことでよろしいのでしょうか。

○下水道経営課長 基本的に上の経営委員会の中では、その他市長が認める者という中で、その中で公募委員さんを入れる方向で考えておまして、部会のほうでは今後検討する課題となっております。以上でございます。

○渡部 それとちょっと前後して済みませんけれども、その職員体制についてなんですけれども、これまでと、そうすると職員の体制というのはどんなふうに変化するのでしょうか。先ほど専門的な非常に人材ですね、知識というのが職員に求められてくるというふうにお話がありました。そうすると、今の体制と企業会計に移行した場合の職員の体制というのがむしろ体制を強化しないと、要するにそういった専門的な人材がいないとやっていけないということになれば、当然強化されるのかなと思うんですけれども、体制については来年度はどんなふうに変化するのでしょうか。

○下水道経営課長 体制につきましては、今年度25年度から私ども下水道経営課というのを設立させていただきました。その中で今後経営担当というところでいろんな今まで会計課で行っていたものとか、財政課で行っていたものをその経営担当のほうで人数を強化させて、なおかつある程度過去に財政とか会計課とか、経験のある人材を配置させていただいております。ですので、26年度は今の現体制でいきたいと思っております。以上でございます。

○渡部 じゃ、最後にもう一度ちょっと繰り返しになりますが、確認させていただきたいのは、その汚水について一般会計からの繰り入れというのは、これはもうすぐになくせるものではないと思いますので、当然繰り入れはあると思います。それで、その繰り入れをなるべく減らしていこう、汚水部分については、利用者の負担でなるべくやっていこうというのがこの会計の大きな1つの方針というか、そういうもとに入れるということで、導入するということよろしいのでしょうか。

○石黒副市長 これは、公営企業法を適用する以前からやっぱり下水道事業については、独立採算、特に汚水部分については、そういう方向で進めてきておりました。その中でその仕組みをしっかりと確立して、持続できるようにするために今回公営企業法を適用して、減価償却とかそういうものを財源的にもしっかりと手当てするということですので、基本的には方向は以前と同じでございます。今後公営企業に移行したから、すぐに繰り出しをゼロにするとか、そういうことは考えておりません。やはりその経営状況を見ながらできるだけ自立していくような方法で、特に下水道事業の場合には汚水と雨水がありますので、ちょっと水道事業は全部受益者負担の考え方なんです、一般会計で負担する雨水の問題は、今の治水対策上も重要な課

題でございますので、そういうのを含めてスムーズにそういうふうな体制がとれるように取り組んでいきたいと思っております。結論で申しますと、今までの方向をしっかりと仕組みを整えるということでございます。以上です。

○松本 先ほど繰入金についてお話あったんですが、資産取得に関する繰入金というのは長期前受けで受けないんですか。

○下水道経営課副参事 これまで資産の形成になっていたものについては長期前受け金で処理しますので、貸借対照表上は負債の繰り延べ収益に計上されます。以上です。

○松本 そうすると、繰入金の一部は長期前受けで今後も受けていくということなんでしょうか。

○下水道経営課副参事 今後の処理については、出資金で受けるので、4条予算のほうで計上することになりますので、資本にそのまま計上されます。以上です。

○松本 あとセグメント情報についてなんですが、それはつくる予定ですか。

○下水道経営課副参事 セグメントにつきましては、国のほうの方針で下水道事業においては決算統計がございますけれども、その区分で言いますと、柏市の場合には公共下水道事業と特別環境下水道、この2つに分かれますので、資産上の区分だけこの2つを行います。予算、決算につきましては今までどおり1本で公表なりは行います。以上です。

○松本 これまでも下水道の事業は雨水と汚水がまざって入っていて、それで非常に見えにくかった部分も大きくありました。ですので、今後改善していくのであれば、下水と汚水でわかりやすいような形にさせていただきたいと思うんですが、その辺は検討されますでしょうか。

○下水道経営課副参事 先ほども申し上げましたとおり、雨水と汚水については、損益上別に、使用料につきましては、営業収入に使用料と雨水に係る分の負担については、雨水負担金ということで見た目はわかるようになります。あと、公表に際しては随時予算、決算でできる限りわかるような形で公表の仕方なりを検討いたします。

○橋口 確認なんですけれども、この下水道事業設置条例制定に伴いまして、地方公営企業法が適用となるんですけれども、これ今までと大きく異なるというか変更となる点があれば、その辺だけちょっと説明をお願いします。

○下水道経営課長 今回6号議案を適用されますと、来年度から下水道事業、地方公営企業法が適用されます。そのようになりますと、企業の経済性、それから公共の福祉に増進に運営しなければならないということが大前提となってくるところでございます。今まで以上に経済性や独立性、企業としての自立性が求められてくるところでございます。主な変更点でございますが、大きく3つございます。1つは、今までの会計年度ごとに1回の定期監査をやってきておりますが、これが例月出納検査ということでより一層のチェック体制が確立されてくるのではないかと思います。また、企業会計の予算につきましては、先ほどもお話ありました今までなかつ

た一般会計からの補助金という項目が予算書の中に掲載されてくることから、また独立した経営が求められてくると思います。また、さらに契約関係でございますが、今まで地方自治法の96条の第1項第5号に予定金額、約2億円以上の案件は議決を要するというお話になっておりましたが、この辺につきましては、予算書の中で御審議いただくこととなり、より自立した執行管理が必要となってくることとなります。現在実施している水道事業や病院事業と同様に今後独立した企業として適正な執行管理に努めていきたいと考えております。以上でございます。

○委員長 それでは、ほかに質疑はありませんか。——なければ、質疑を終結いたします。

これより順次採決いたします。

---

○委員長 まず、議案第6号について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○委員長 次に、議案第7号について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○委員長 次に、議案第2区分、議案第9号、工事の請負契約の締結について、議案第10号、指定管理者の指定について、議案第11号、指定管理者の指定について、議案第12号、指定管理者の指定についてを一括して議題といたします。

本4案について質疑があればこれを許します。

○松本 10号の指定管理者の選定について伺います。ここで書類審査と面接審査が行われまして、逆転で市の外郭団体であるまちづくり公社が選定候補者となっております。このB社が逆転で負けているわけなんですけれども、まちづくり公社とどのような提案の差があったのかお示してください。

○次長兼農政課長 今回の結果につきましては、1位と3位が9点差ということで非常に僅差であったということが一つあるわけなんですけれども、その原因といたしますか、内容につきましては、これはあくまでもちょっと私見的なところがございますが、書類審査では、このB社につきましては人的能力であるとか、安全管理及び危機管理の際の運営体制、さらに財政基盤の項目では高い評価を得ておったわけなんですけれども、結果的には施設の設置目的や効用を最大限に発揮できる可能性あるいは出資計画、あるいは経費の節減の項目では余り点数が伸びていなかったということで、面談に際しても事業計画にいろんな事業が盛り込まれていたんですけれども、その内容は収支計画に反映されていなかったという点であるとか、あるいはこのA、



Bにつきましては共同企業体という形になっておるんですけども、その役割分担であるとか、責任の所在というのが質問の際には明確に返ってこなかったというふうなところがございまして、その点が影響したのかなというふうに考えております。以上でございます。

○松本 結局委員さんの評価がそうだったとしか言いようがないというふうなところだと思います。前からこの指定管理者はそうなんですが、ここだけではないのですが、やっぱりこういった評価表だけ出されて、結局中身はどうだったかというのはわからないまま私たちは議決をしなくてはならないという状態が続いています。これは本当に建設経済委員会だけの問題ではなくて、本会議で企画のほうに聞きましたけれども、やはりもう少し見える形でない、やっぱり市の外郭団体が結局出来レースでとっているのではないかというふうな疑念が消えないわけですね。ですので、その辺は副市長を中心に改善していただきたいと思っております。それはほかの議案についても指定管理者の指定、各議案同じこととさせていただきます。

それから、議案第12号について伺います。この市営住宅については、やはりプライバシーの部分にもかかわってくるところが多くあるのですが、その点については選定されたところはどのような提案だったのでしょうか。

○住宅課長 今回候補者になりました東急コミュニティーにつきましてどのようなコンプライアンスの実現性があるかということにつきまして面接審査で伺いまして、その内容につきましては研修等、かなり定期的に行うということで確認しております。以上です。

○松本 企業ですと、部署の配置がいろいろと変わったり、また人の入れかわりも激しくて、またこの会社にいた方が同業他社に移るということも大いにあり得ることなんです。ですので、やはりそうしたプライバシーの扱いについては、慎重にしていきたいということをお願いしたいと思います。以上です。

○渡部 9号についてはちょっと確認だけなんですけれども、今回はこんなふうに議会に議決事項として上がっています。今のお話だと、私もちょっとそこは失念していたんですけども、公営企業会計に行ったときに、今までも大きな事業で低入札だったり、議会でもいろいろ議論してきました。今後は、そういうことが議決案件としてはかからずに工事のものについては、当初予算のときの審議のみで契約をしたとか、そういうことは議会にはかからないという、今後來年からは、これが可決されたときは、6号が。来年からそういうのは議会にはかからないという、一応ことなんでしょうか。その確認だけ。

○下水道経営課長 今回の議案第9号でございますね。9号につきましては、継続費と金額がございまして。2カ年の継続費、継続事業につきましては、来年度予算の中に継続費とか債務負担行為というのは掲載されることとなります。ただ、先ほどお話ししたように、2億円以上とか、そういう金額の案件ごとということでは上程することがなくなるということになります。以上でございます。

○渡部 その点わかりました。指定管理者のことについて、これはぜひ副市長にや

はりお願いしたいなと思うんですけども、今も松本委員からありましたけれども、私も特に10号と12号についてその議事録の請求をしました。その議事録が議決後であれば開示できないというふうな行革からの答弁、お話だったんですね。12号については議事録をいただきました。当然議会がこういった指定管理者を決めるに当たって選定の経過を知らずに結果だけ出されて、それ議会で議決をしろというのは、これは余りにも情報不足だと思うんです。他市を調べますと、これまでも宮田議員言ったことありますけれども、選定委員会そのものを公開でやっている自治体もあります。非公開の自治体が確かに多いんですけども、公開でやっている自治体もありますし、その議事録についても1カ月後に速やかに議事録がホームページに載っている自治体もありました。それを比較すると、柏市はもちろんホームページに載っていませんし、議決してから出すというんでは、私たちが本当に情報が不足のままこれを審議しなきゃいけないんですね。市営住宅のほうは出ましたけれども、公園のほうについては出ません。このばらばらな対応というのもやはりおかしいと思いますので、これはぜひ積極的に議員に情報を公開していただきたいし、少なくともその議案の説明時とかそういうときに、この委員会の前にはきちんと示していただきたいと思います。その点お願いしたいんですが、副市長どうでしょうか。

○石黒副市長 申しわけありませんでした。議案の審議に必要な資料につきましては、しっかり対応できるようにしていきたいと思います。今後、また提案させていただいたときには議案の上程に合わせて御要望については対応していく考えでございます。公開につきましては、やはり企業のノウハウとかいろいろありますので、そういう公開でする、選定委員会を公開するというのはなかなか難しいかなと思いますけれども、他市の状況がどういうふうに取り組んでいるのか、その辺は研究していきたいと思います。以上でございます。

○渡部 具体的に10号についてなんですけれども、まちづくり公社以外に2社が入札に参加したということなんですけれども、この2社というのはどういった会社だったんでしょうか。

○次長兼農政課長 他の2社でございますが、県内外で公園の指定管理を行っている企業でございます。1社は共同企業体ということで応募しております、もう1社は単体での応募という状況でございます。

○渡部 今回管理の範囲が非常に広まるわけなんですけれども、農業公園の部分とそれ以外のところとあわせてで、比較というのが非常に難しいんですけども、例えば農業公園の部分で言えば、今までと同じだと思いますので、経費的に今回市が示した5年間の金額、このうち農業公園の部分とそれ以外のあけぼの山公園の部分とおおよそこれ分けて考えることってできますか、金額的に。どちらがどのくらいの割合だというふうに。

○次長兼農政課長 今回9月議会で債務負担行為の承認をいただいております。そのトータルの金額なんですけれども、現行は年間1億1,370万円なんですけど、今回は面積がふえまして、1億2,530万円になっております。内訳といたしましては、割合

としましては、あけぼの山農業公園が79%、あけぼの山公園が21%という割合になっております。今回農業公園の分に関して言いますと、現状は年間1億240万、トータルで5億1,200万になっておりますけれども、今回の債務負担に当たっては年間9,950万円、トータルで5年間で4億9,750万ということになっております。以上でございます。

○渡部 要するに金額が減ったわけですね。管理する範囲というのは非常に広がっているんで、例えば職員体制なんかについて当然候補者の人はこういった職員体制で管理をするということを示していると思うんですけども、そういった職員体制なんかについては、今までとはどんなふうに変化があるんでしょうか。

○次長兼農政課長 今回市のほうで予定しておりました金額につきましては約10%増加した形で予定しておったんですけども、結果的には5億9,000万円ということで3%、約4%の増でとどまっております。御質問の体制の関係でございますが、書類審査のときに職員体制の書類が添付されていなかったということで追加で各社に提出を求めました。その結果、人員につきましては、予定されておりますまちづくり公社に関しましては、平日は2名の増、休日も1名の増ということでイベント開催時には2名の増という形でそれぞれ増加するような職員体制になっております。以上でございます。

○渡部 職員がふえている、けれど、その提案額は市の見込みよりも結構少なかったということ、それがこういったところに私たちから言うとしわ寄せというか、要するに働いている人の賃金ですとか、そういったところにしわ寄せが来てしまうのではないかなということ非常に心配するんですけども、そういった点はこの選定の中では何か話があったりというのはあったでしょうか。

○次長兼農政課長 今回の提案の中では、自主事業による収益の確保であるとか、そういったところもありますので、職員の人件費にしわ寄せが来るというような形にはなっていないというふうに認識しております。以上でございます。

○渡部 わかりました。次に、12号について伺いたいと思います。本会議でも質問いたしましたが、12号については議事録をいただきました。それで、この東急コミュニティーについては、平成22年に指名停止、これ国のほうからの処分だったと思います。あって、千葉市は一旦決まっていた2つの施設の指定管理を東急コミュニティーは取り消しています。24年の10月に公表された、やはり社員の横領事件というのも結局3年間にわたって横領していたということで問題になって指名停止になったり、東急自身がみずから取り消しをしたりというのが関西のほうでは幾つかありました。議事録の中では、その点に関しては一言も触れていないんですね。ただ、本会議では議論になったような答弁があったと思うんですけども、実際に社員の横領事件、しかも2件があった3年間にわたってこの会社はそれを知らなかったという点では、非常に職員の管理自身での問題点がある会社ではないかなというふうに思うんですけども、実際にその選定委員会の中では、そのことはどんなふうに議論されてきたんでしょうか。

○住宅課長 東急コミュニティーの応募資格の件ですが、これにつきましては応募規定の中で募集要項に記載されている内容で本市に一般競争入札または指名競争入札への参加を制限されていないことと明記されています。今回の東急コミュニティーにつきましては、一般競争入札または指名競争入札への参加を柏市に提出していないということがありましたので、柏市としましては、仮に登録があったとして想定しまして、千葉県まで範囲を広げ確認しましたところ、その結果、応募時点では問題がないというふうに判断をいたしました。なお、審査時の評価ですが、この件につきましてはのマイナス評価はしておりません。以上でございます。

○渡部 当然再発防止策ですとか、改善策というのが必要になると思います。それで、他市なんかでもことしに東急に決まった自治体もあります。選定委員会のときに再発防止策と改善策というのを文書で求めている自治体もあります。柏市ではそのような措置はとられたんでしょうか。

○住宅課長 面接審査時におきましては、面接まで3社来ましたが、各社に法令遵守に対しての質問を行いまして、確認をしております。なお、東急コミュニティーにつきましては、先ほど松本委員にもお話したように、法令遵守の社内研修を継続的に行っているということで業務の改善を図っているというのを確認しております。その後、10月25日付で候補者の選定通知をいたしまして、その後住宅課のほうから改善策を記入した文書ということで10月31日に文書をいただいております。以上です。

○渡部 いただいた議事録というのはかなりの部分が括弧書きしてあって、いわゆる載っていたら黒字で伏せてあるようなところだろうなと思うんけれども、それが企業のノウハウだとか、個人情報だとか、そういうのには全くこれ触れないだろうな、むしろそういうことを積極的に出してもらわないと、審議できないなというふうに思うところが幾つかありました。これまで柏市はなるべく早く対応できるようにって、今市がやっているよりももっと早目にいろんな対応ができるようにということを書いて、コールセンターに第一報が入ってから実際にどのくらい時間を要するかということもこの応募者は回答しているんですけども、実際にコールセンターと事務所というのが別々に設置されるわけですよ。コールセンターの場合、どこに設置されて、それがいろいろな措置がされるまでにはどんなふうに対応するのかというその辺はどんなふうな回答をしているんでしょうか。

○住宅課長 コールセンターへの第一報が入ってからの対応とその対応時間につきましては、いろいろなケースにもよりますので、一概に時間をどのくらいの時間で対応が可能かというものについては、かなり難しいということですが、少なくとも今まで市で対応していた時間よりも早く対応してくれるということは確認されております。それで、コールセンターの場所なんですけど、これは当然都内にあるコールセンター、ですから入居者が、トラブルがあったときに事務所のほうに電話をしますと、その電話が転送電話になりましてコールセンターに行くという形になります。それで対応するというのを聞いております。以上です。

○渡部 本当に緊急時ですとか、災害時ですとか、指定管理者になることで市ではなく、指定管理者だということでは非常に心配になります。実際に事務所が恐らくこれから設置なのかなというふうに思うんですけども、事務所の職員体制と見回りをするというのをこの中でも言っていますけれども、どんなふうな事務所の職員体制と定期的な市営住宅の見回りというのはどのようにこの業者は行おうとしているんでしょうか。

○住宅課長 事務所の設置につきましては、やはり役所の近くということで、今お話を聞いているのは、アミュゼ柏の近くに一応設置する予定だということでもまだ場所は確定していないということをお聞きしております。それとあと、巡回、高齢者への見守りということで、どの程度の巡回をするのかということにつきましては、定期的な巡回ということで80歳以上の単身高齢者につきましては、月2回程度の巡回をするというお話は聞いております。以上です。

○渡部 職員体制がちょっと抜けていたなと思うんですけども、職員体制についてはどのように。

○住宅課長 失礼いたしました。事務所へのスタッフの配置なんですけど、一応所長、それから営業スタッフ、技術スタッフ、事務スタッフというようなことで聞いております。以上です。

○渡部 つまり4人ということによろしいんでしょうか。それで、当然地元の雇用にも貢献していただかなきゃいけないと思いますけれども、その雇用について地元採用とか、そういうことは提案の中にはあったでしょうか。

○住宅課長 地元雇用については、新規採用募集するというお話は聞いております。これについては地元市内にお住まいの方を優先して募集するというお話は聞いております。以上です。

○渡部 指定管理者になったときに、あと非常に心配することの中に先ほどの松本委員が言ったプライバシーの問題もそうなんですけれども、あと小規模改修なんです。柏市はこれまで退去のときの修繕、それと小規模の修繕、これをなるべく地域偏らないように地元の業者に随意契約で発注していました。今度は丸ごと金額として指定管理者にお願いするわけですから、これまでのように市内業者に均等に発注がされるのかどうかというのが非常にそこが心配になるんですけども、その点について何か確約をとったり、柏市のほうでこのようにしてほしいということでそれが約束されているということはあるでしょうか。

○住宅課長 面接審査の時点では、東急コミュニティーのほうからは地元業者への発注ということで業種ごとに分離の発注を行うとともに、原則として市内業者企業に発注してまいります。地域の特性を熟知している市内企業を積極的に活用することで迅速かつ確実なサービスを提供することができるということでそういう回答をいただいております。ですから、極力市のほうからも地元の企業を採用するようということをお話をしていきたいと思っております。以上です。

○渡部 市民にとっては、今度は指定管理者と、あと柏市と窓口が2つになって、

すごく混乱が生じてしまうんじゃないかということも心配します。柏市も今までずっと長く当初から直営でやってきたわけですから、むしろ柏市に一番のノウハウがあって、こういった会社が確かに多く市営住宅の管理はやっていますけれども、むしろ行政こそ一番私はノウハウがあるんじゃないかと思います。今市内業者のことも柏市としては一応お願いをして原則そうしますということですが、これは強制できるものではないですよ。今まで柏市がやってきたような、年間で言えば退去修繕と小規模修繕合わせれば1,000万超えるのかな。やっぱり地元にとっては、それはすごく大事な収入源になっていたと思いますので、そういった点も非常に心配されます。柏市こそ一番のノウハウを持っていて、それをきちんと今まで以上に生かして新たなことも行っていくというふうにもむしろ私はすべきじゃないかなと思うので、そもそもこれ反対なんですけど、今回は選ぶ議案ですので、要するにそういう柏市のノウハウというのがきちんと指定管理者に引き継がれるのかどうかということを非常に心配します。それと、先ほど松本委員が言ったプライバシーの問題でも基本的に5年間で次にまた指定管理者ってなったときにかなりの個人情報指定管理者は知り得る立場になりますので、罰則の規定があるとはいえ、やはりそのところは非常に心配しますので、私どもはちょっとこれは反対ですが。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。——なければ、質疑を終結いたします。  
これより順次採決いたします。

---

○委員長 まず、議案第9号について採決いたします。  
本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。  
挙手全員であります。  
よって、議案第9号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○委員長 次に、議案第10号について採決いたします。  
本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。  
挙手多数であります。  
よって、議案第10号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○委員長 次に、議案第11号について採決いたします。  
本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。  
挙手多数であります。  
よって、議案第11号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○委員長 次に、議案第12号について採決いたします。  
本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。  
挙手多数であります。  
よって、議案第12号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○委員長 次に、議案第3区分、議案第14号、平成25年度柏市一般会計補正予算、当委員会所管分について、議案第15号、平成25年度柏市下水道事業特別会計補正予算についてを一括して議題といたします。

本2案について質疑があれば、これを許します。

○松本 元気交付金の事業について伺います。元気交付金は基本的に道路整備に使っていくのかということ伺っていたんですが、非常にいろんなことに使えて、また金額もさまざまなんですが、今回土木部のほうで道路交通円滑化を選んで、ほかにもやりたい事業あったにもかかわらずここに選んで、これだけの金額になったというのはどのような根拠なのでしょう。

○石黒副市長 元気交付金については、非常に使い勝手がいいというか、単独事業でどの事業に充ててもいいということでございますので、私ども全庁的な今までの要望の中でその辺でどの事業に使うかということ企画と財政が中心になってまとめたところです。その中で現実的に今早急に緊急性の高いものということで道路とか、こういう今回配分をしたところでございます。全体的には県との調整も必要でしたので、その辺の調整を経て、この事業でいだろうということで決めたところでございます。以上です。

○松本 じゃ、元気交付金の事業は今回で終わりということでしょうか。

○石黒副市長 枠が入札なんかの結果で余れば、またそれをどういうふうを活用するかありますけれども、基本的には今回全体をまとめておりますので、執行状況によってほかに充てるのが出てくるかと思えます。以上です。

○松本 国の政策で、景気対策で急に事業が来たりとか、元気交付金とかいろいろと複雑でかつ急なものが多いので、いろいろと事業を用意しておいていつでも出せるようにしていただけたらと思えます。特にこの道路交通円滑化事業については、非常に有効な事業だと私どもで評価しておりますが、ぜひこれは元気交付金だけに限らず今後もできるだけ一般財源でも市内少しずつでも進めていっていただきたいと思えますが、いかがでしょうか。

○道路整備課長 今委員御指摘のようにすべきことが明確に出てくれば、順次状況見ながら進めていきたいというふうに思っています。以上です。

○委員長 ほかに質疑ありませんか。——なければ、質疑を終結いたします。これより順次採決いたします。

---

○委員長 まず、議案第14号について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第14号、当委員会所管分については原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○委員長 議案第15号について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第15号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○委員長 以上で議案の審査を終了いたします。

次に、請願を議題といたしますが、請願の審査に関係しない執行部の方は退席されて結構です。どうも御苦労さまでした。

---

○委員長 それでは、請願の審査に入ります。

請願第1区分、請願43号、幼児教育の振興と子育て支援についての主旨5、請願44号、中ノ牧自治会・宅地内「排水路（雨水等）」の洪水対策についてを一括して議題といたします。

本2件について質疑があれば、これを許します。

○渡部 44号については、本会議の中で小泉議員が非常に詳しく写真も示して質問していきまして、状況なんかも本当によくわかりました。それで、市のほうからも今後の計画ですね、それが示されまして、なるべく年度の予定はありますでしょうけれども、やはりそれが本当に一日も早く実現していただけるということと、調整ですね、それについてもぜひ積極的に随時やっていただいて、管理が松戸ということですから、その間ではしっかりとやっていって、これはぜひ採択、されると思いますけれども、一日も本当に早く解消できるように進めていただきたいと思います。

私、43号の主旨5について、これは賛成の立場なんですけれども、若干懸念されるところもあるので、確認をさせていただきたいなというふうに思います。ここの防災公園については、現在柏市ではどのような計画で進めようとしていて、現時点では、どういう段階になっているのかということについてちょっと御説明いただきたいと思います。

○公園緑政課長 この篠籠田で計画されています防災公園なんですけれども、これは市が直接公園整備をするのではなくて、UR都市機構が市に成りかわって公園整備をするという事業でございます。現在の状況ですけれども、今年度公園を整備するに際しての基本計画の策定を現在行っております。この基本計画がまとまりましたならば、来年度以降、UR都市機構の整備に向けて基本協定を締結し、その後市がUR都市機構に事業をお願いするという旨の議案を上程いたしまして、承認をいただいた後にUR都市機構が土地を取得し公園整備をするというような流れになっております。そういうことで今年度は基本計画、公園の整備内容についての素案を策定するという状況でございます。以上です。

○渡部 素案の策定の検討会というのが、メンバーの大体の構成表というのはいただきました。今まで何回ぐらいこれは会議を予定していて、もう既に会議というの



はスタートしているということなんですか。

○公園緑政課長 基本計画を策定するためにはやはり利用される方々の御意見が非常に大事だということで基本計画検討会というものを立ち上げました。検討会の構成メンバーについては今お話にありましたようにお示しはいたしましたけれども、基本的に近隣の住民の方、それから町内会の代表の方、それからふるさと協議会、利用されるであろう小学校の関係者、あるいは近くにあります高校の関係者、それから幼稚園・保育園協会から推薦をしていただいた方、あとは公園を整備する上で必要となります国ですとか、県ですとか、各河川・道路の管理者ですとか、それから有識者の方に入っていただきまして、どのような利用が皆さんにとっていいのかということで検討会をスタートしております。全体で計3回今年度開催する予定でございます。既に11月の初旬に第1回を開始しております。そこで、柏市のほうで計画案をお示ししまして、それに対して利用上のさまざまな御意見を頂戴したというところでございます。以上です。

○渡部 基本計画検討会の中に幼稚園の関係者という方が入っています。今回請願を出された方は私立幼稚園保護者連絡協議会、協議会の方が請願を出したわけですが、後からいただいた検討会のメンバーの中にも幼稚園の関係者という方が入っているんです。だから、この請願者と幼稚園関係者というのの間に関係があるのかなとちょっと思いまして、それは全く別団体に柏市はお願いしたということなんですかね。

○公園緑政課長 委員をお願いする際には保育園協会の代表の方のところにお邪魔しまして、お一人推薦していただきたいと、整備する場所、篠籠田というところを御説明して選んでいただいたということですので、この請願の申請者との関係ということに関してはこちらではわかりません。以上です。

○渡部 今保育園とおっしゃったけど、幼稚園ですよ。（「そうです」と呼ぶ者あり）はい。それで、基本的には賛成なんですけれども、ちょっと心配されるのが、これは委員の皆さんの御意見も私伺いたいなと思うんですけれども、この中で「火を使って簡易な野外料理を家族で楽しんだり」という項目があるんですね。それで、一般的に防災公園の場合、日常的に野外の料理をできる、いわゆるバーベキューハウスのようなものがあるというのではなく、それはもちろん検討会の中の議論というのを大事にすべきだと思うんですけれども、なるべくいろんなものを置かないようにして、災害のときに避難場所として使えるというのがベストな公園のあり方ではないかなというふうに思うんです。私は、主旨というよりもむしろ理由のところでもそういうこともできるということはやはり中原防災公園にも当然そういった火を使う場所ってございますよね。それは、どんなふうなときにそれは使っているんでしょうか。例えば年に何回とか。

○公園緑政課長 実は中原ふれあい防災公園という既に整備されている公園がございます。今委員さんがおっしゃいましたけれども、火が使える場所というのは、柏市都市公園条例というのがございまして、公園の禁止事項が定められています。基

本的には指定された場所以外では、火気の使用は禁止となっております。中原防災公園で火気が使用できる場所というのは、ベンチの形状していて、その下がかまど形式になっているというかまどベンチというものがございます。これは常時利用できるものではございませんので、条例上の縛りがありますので、これに関しましては、例えば周辺の町会、自治会等がお祭りをするですとか、防災訓練をすると、そういったときに公園管理部局に公園使用許可申請を出しまして、そこに許可条件を付して許可をしていると。火気をする場合には消火設備を整えるですとか、責任者をちゃんと置くですとか、そういったことで、年に、今年度は2回開催したと聞いております。そのような火気の使用の制限がございます。以上です。

○渡部 私はやはり野外料理ができるような施設というのは当然防災公園なんだから、必要だと思うんですけども、それが日常的に火を使えるような公園というと、それはまたちょっと管理上問題が生じてくるんじゃないかなというふうに思うんですね。私は、これ採択しようと思っておりますけれども、そういった意味ではなく、中原のようにイベントですとか、そういう避難訓練だとか、そういうときに火を使えるということ、そういう意味合いでこれは賛成しようというふうに思うんです。ただ、これが採択されたときにここでは、「簡易な野外料理を家族で楽しんだり」という文言になっているので、これの解釈の仕方が非常にちょっと微妙ではないかなというふうに思うんです。議会がこれを採択すると、議会の総意はこういうことなんですよというふうになりはしないかなと思って。そうではなく、今までも趣旨としてそれを賛成にとらえて、だけど、そうではなく、やはりそれは制限があつてという意味合いで賛成する場合がありますし、私の場合はそうなんですけれども、ほかの委員の皆さんはこれ恐らくほかの方も紹介議員、会派なっていますので、賛成なさると思うんですけども、防災公園として火を使うのが日常的に行われるというのは、私はちょっとふさわしくないんじゃないかなって、特別なときに限定してはどうかという、そういう意味で賛成したいと思うんですけども、ほかの委員さんはどう。（「おっしゃるとおりで、全く同じです。」「私らも防災公園の趣旨を外さないという」「申請受けて、ちゃんとそれを許可通つてというお話あったから、それは問題ないと思いますよ」と呼ぶ者あり）わかりました。ほかの委員さんがどんなふうにもこの請願をとらえていたかというのもちょっと伺いたいなと思ったんです。じゃ、そういうことでしたら、心配はないということで、その点だけちょっと懸念したもので、質問させていただきました。以上です。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。――なければ、質疑を終結いたします。これより順次採決いたします。

---

○委員長 まず、請願43号の主旨5について採決いたします。

本件を採択とするに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、本件は採択すべきものと決しました。

---

○委員長 次に、請願44号の主旨1について採決いたします。

本件を採択とするに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、本件は採択すべきものと決しました。

---

○委員長 次に、請願44号の主旨2について採決いたします。

本件を採択するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、本件は採択すべきものと決しました。

---

○委員長 以上で当委員会に付託されました請願の審査を終了いたします。

執行部の皆様、退席されて結構です。どうも御苦労さまでした。

---

○委員長 次に、閉会中の所管に関する事務調査の件を議題といたします。

調査項目を事務局に朗読いたさせます。

〔事務局朗読〕

○委員長 お諮りいたします。

ただいま朗読の項目を閉会中の事務調査項目と決するに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

---

○委員長 次に、閉会中の委員派遣の件を議題といたします。

閉会中の審査及び調査案件の調査のため委員派遣を行う必要が生じた場合、議長に対し委員派遣承認要求を行うこととし、派遣委員、日時、場所、目的及び経費等の手続につきましては委員長に御一任お願いしたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

---

○委員長 ここで閉会中における常任委員会の所管事務調査の実施の件を議題といたします。

閉会中に執行部から各種事業等の報告を受けることについて御協議お願いします。実施の可否、実施の時期についてはいかがでしょうか。

〔協議〕

○委員長 では、21日1時半から現地視察のみということによろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 では、21日現地視察のみ1時半からということ北部の田中のほう、現

地視察行くということで決定させていただきます。詳細は、後日御連絡いたします。

---

○委員長 以上で本日の建設経済委員会を閉会いたします。

午前 11 時 26 分閉会